

財務省告示 第百四十五号

国債の発行等に関する省令(昭和五十七年大蔵省令第三十号)第五条第十一項の規定に基づき、平成十四年三月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十四年四月四日

財務大臣 塩川正十郎

- 一 名称及び記号 利付国庫債券(変動・十五年)(第十五回)
- 二 発行の根拠法律及びその条項 国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第五条第一項及び第五条ノ二
- 三 発行方法 基準金利との利回り格差を競争に付して行われる入札発行
- 四 募入決定の方法 各申込みのうち利回り格差の数値が小さいものからその応募額を順次割り当てる。
- 五 発行額 額面金額で九千九百九十一億円
うち、国債整理基金特別会計法第五条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で四千二百六十四億七千三百万円、同法第五条ノ二の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で五千七百二十六億二千七百万円
- 六 払込金額 九千九百九十一億円
- 七 額面金額の種類 十万円、百万円、千万円、一億円及び十億円の五種
- 八 発行日 平成十四年三月二十日
- 九 発行価格 額面金額百円につき百円
- 十 利率 年当たり、各利払期における利子計算期間開始日前に行われた、発行から償還までが九年五か月超の十年利付国債の直近における割当額入札の結果に基づき算出された複利利回り(以下「基準金利」という。)から、〇・九九パーセントを控除した率。

十一 初期利子 平成十四年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十三号において規定する期日について同じ。）。

額面金額又は登録金額 $\times 0.57/100 \times 1/2$

十二 第二期以後の利子 毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。

額面金額又は登録金額 $\times (\text{基準金利} - 0.99)/100 \times 1/2$

十三 償還期限 平成二十九年三月二十日

十四 償還金額 額面金額百円につき百円

十五 元利金支払場所 日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局

十六 入札参加者 財務大臣から通知を受けた者

十七 払込期日 平成十四年三月二十日